

# 授業再開について

昭和44年11月11日

明治大学長  
明治大学短期大学長

本学ではすでに「全学の閉鎖にあたって」でお知らせしたように、去る10月9日、正常化に向けて「全学閉鎖・休校」の措置をとりました。以来、教職員は連日にわたって授業再開のための準備にそれぞれ努力を続けてきました。その間、依然として「全共闘による各種の妨害行為が予測され、これに対する警備上の問題もあり、また、構内諸設備の損壊も甚だしかったため、まことに不本意ながら授業の再開を遅らさざるを得ませんでした。完全修復にはなお多少の日時を必要とし、現状のままでは必ずしも満足すべきものとはいえないが、諸般の事情、特に大学の本来の使命を考え、今はなんらかの形で授業を再開すべき時期であると判断しました。その結果、去る11月10日から、特定の校舎に限定して、各学部（工・農を除く）、短期大学の最終学年生ならびに大学院各研究科（工・農を除く）の授業から再開し、その他の学部、学年の授業を11月18日以降順次再開することを決意しました。当分の間は、授業再開に反対する妨害行為などの発生が考えられますので、入構制限などの処置を講じ、部分的再開とならざるを得ません。

部分的に授業再開するにあたって、最終学年の授業から開始し、3年生以下の開始を若干遅らさなければならなかったのは、最終学年の学生には明年3月の卒業というさし迫った事情があり、残り少ない学生生活において果さなければならない課題も多いからであります。もちろん3年生以下の授業再開も緊急を要することではありますが、現在なお大学の内外の情勢が陥落であり、全面的再開が許されない事情にあるので、4年生などの特殊事情を考慮して納得していただきたいと思います。

また、授業が再開された場合にも、通常の授業時間によって実施することができず、変則的な方法によらざるを得ませんが、それにともなう不便に耐えられるよう要望します。詳細は各学部、短期大学から指示されますが、変則的授業による損失を補うために、それぞれに自宅研修をすすめるよう要望します。

なお、大学の改革問題については、諸君も強い関心を持っておられることと思います。学生代表の具体的な質問事項についてはすでに大学の見解を各種の文書（「学生会中執などのいわゆる6項目要求について」）で明らかにし、学生諸君に配布していますが、大学が当面している問題はより根本的な検討が必要とすると考えられます。本学においては、教職員のための討議資料として、大学改革準備委員会の中間報告が発表され、各機関で検討が加えられておりますが、大学は授業再開と同時にこの文書を学生諸君の討議の資料として配布する準備をしております。学生諸君の間で大学改革についての真剣な討議がすすめられ、全学的協力のもとでそれが実を結んで行くことを期待します。政治権力の大学への介入を意味する「大学運営臨時措置法」が成立した現在、大学の本来あるべき姿を守り、紛争を自主的に解決するとともに、大学の改革を自らの手で推進して行くことは、われわれにとって緊急の課題であり、われわれの今後の責任と使命は極めて重大であるといわねばなりません。

われわれの明治大学の輝かしい将来の展望をひらくために、一人一人がみずから立ち上り、その責任を地道に果すことから踏み出さなければなりません。諸君の理解と協力を切望します。

## 告示

明治大学

大学は学内から暴力行為を排除し、教育・研究の機能を回復するために、当分の間次のようないくつかの措置をとります。

### 1. 学生証の確認をします。

- (1) 他大学生の立ち入りおよび危険物の搬入を防止するため、出入口において係員が学生証の確認を行ないます。
- (2) 学生証を忘れたものは、係員に申し出て、所定の手続きをとってください。

### 2. 次の構内立ち入り禁止措置をとります。

- (1) 許可されたもの以外の立ち入りを禁止します。立ち入りを許されるものについては、その都度指示します。なお、大学の指示に従わない場合には以後の入構を禁止します。
- (2) 夜間（駿河台地区は午後9時30分から翌朝8時まで、和泉地区は平日午後6時・土曜日午後3時から翌朝8時まで、生田地区は午後7時から翌朝8時30分まで）と休日の立ち入りを禁止します。
- (3) 大学が指定した号館以外には立ち入りを禁止します。立ち入りが許される号館はその都度指示します。

### 3. 次の行為を禁止します。

- (1) ヘルメット、棒その他の凶器類およびマイクの持ち込み。
- (2) 所定の場所以外への掲示、貼紙。

### 4. 次の事態が発生した場合は、大学はただちに警察力の出動を要請します。

- (1) 教職員・学生の身体拘束、暴力行為など、身体生命の危険がある場合。
- (2) 封鎖、占拠が行なわれる場合。
- (3) 建物、施設へ損壊が加えられる場合。
- (4) 授業、業務の妨害が行なわれる場合。
- (5) その他大学が示した禁止事項を故意に犯す場合。

以上